

## よりよい社会 づくりに貢献

弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命として活動をしています（弁護士法第1条）。弁護士は、その使命を果たすため、市民一人一人のそれぞれの立場に寄り添いながら、このパンフレットで御紹介したような様々な活動を行っています。日本弁護士連合会は、これからも市民に寄り添う活動を続けていきます。

労働事件、消費者被害事件、多重債務事件、医療過誤事件、犯罪被害者支援、セクハラ等各種ハラスメント事件、DV事件、公害・環境事件、子どもの権利擁護、インターネット被害、国選弁護、国選少年付添人、当番弁護、民事介入暴力に対する対応、女性の権利保護・男女共同参画社会の推進、貧困問題、生活保護、高齢者支援、空き家対策、利権擁護、知識保護、中小企業法整備、海外展開支援、災害復興支援、司法過疎偏在対策、人権擁護や司法制度に関するシンポジウムの企画・参加、各種セミナー・勉強会の講師、法テラスの相談、弁護団活動、市役所等の法律相談への参加、組織のコンプライアンスを高めるための活動、CSR推進活動、法教育、弁護士会の委員会活動

弁護士は  
こんな活動も  
しています



法の支配を社会の隅々に

年齢者・障がい者・外国人の権利擁護、知的財産権支援、海外企業への支援、官公庁、企業内弁護士、企業の海外展開支援

# 弁護士 の 使命 を果たす

弁護士は、社会に法の支配を実現し、市民の生活や権利を守るため、様々な活動をしています。基本的人権を擁護し、社会正義を実現することは、弁護士の使命です。弁護士はそのために、市民の権利を守る活動、被災者を支援する

活動、法的サービスを司法過疎地域に届ける活動、任期付公務員としての活動、国際的な活動など、幅広い活動を展開しています。

こうした弁護士の活動を知っていただくために、この冊子を作成しました。

## P1 人権擁護 ～市民の生活と安心・安全を守る～

高齢者・障がい者支援、子どもの権利擁護、災害復興支援、消費者問題、犯罪被害者支援、民事介入暴力対策、女性等の権利保護・男女共同参画推進、公害対策・環境保全、まちづくり、貧困問題、労働問題、法律相談、人権救済申立てなど



## P5 刑事弁護

当番弁護士、国選弁護士、国選付添人、刑事被疑者援助、少年付添援助、医療観察付添人、罪に問われた人の社会復帰支援など



## P7 司法過疎偏在対策 ～弁護士のいない地域の解消 司法アクセスの改善に取り組む～

法律相談センターの設置・運営資金の援助、ひまわり基金法律事務所の設置・運営、司法過疎地域で開業する弁護士・弁護法人への資金援助・研修、弁護士ゼロワン地域の解消など



## P8 法律扶助・援助事業 ～誰もが法的サービスを受けられる社会へ～

民事法律扶助の運営、日弁連・法テラス委託援助事業の運営



## 国・地方公共団体・裁判所等との連携 P9

中央省庁、地方公共団体の任期付公務員、児童相談所・地域包括支援センター等関係機関との連携、常勤裁判官・非常勤裁判官への任官、調停委員、判事補・検事その他職経験のための法律事務所での受け入れ、国会議員政策担当秘書など



## 企業・団体に対する法的支援 P10

組織内弁護士として企業法務を支える、組織の第三者委員会・監査役等への就任、中小企業・小規模事業者支援、各種ガイドライン等の提供・提案など



## 国際協力・海外展開支援 P11

国際司法支援（法整備・司法手続等整備）、国際民商事紛争解決、日本企業の海外展開支援、国連会議への弁護士派遣、外務省・在外公館への支援、国際法曹団体への加盟、海外の弁護士会との連携など



## 法曹養成 ～三権の一翼「司法」の 担い手を育てる～ P13

法科大学院の実務家教員への就任、司法修習 弁護教官・指導担当弁護士への就任など



## 法教育・主権者教育～法の支配を広める～ P14

弁護士の出前授業、学校教員の指導・研修、模擬裁判の実施、法教育教材の作成など



# 人権擁護

市民の生活と安心・安全を守る

弁護士は、いかなる立場の人も安心・安全に暮らしていける社会を実現するために、弁護士個人で活動するほか各都道府県等の弁護士会及び日弁連の委員会活動を通じて、様々な取り組みを行っています。

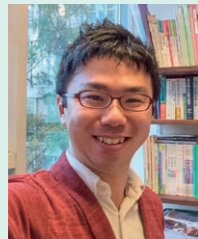
## 01 高齢者・障がい者支援

高齢者・障がい者の方が地域で安心して暮らす権利の実現を図る

- ・高齢者・障がい者に対する虐待防止、障がい者に対する差別解消への取組
- ・ひまわりあんしん事業の促進…①高齢者の権利擁護の実現、②司法アクセス障害の改善、③専門法律相談（電話・出張・面談）の実施、④ワンストップサービスの実現、⑤地域包括支援センター等の福祉関係機関とのネットワーク構築
- ・成年後見、意思決定支援への取組
- ・ホームロイヤー、相続、財産管理に関する相談体制の充実

### こんな弁護士がいます

#### 水島俊彦 弁護士 法テラス埼玉法律事務所



私は成年後見人等のなり手不足の課題に直面した経験から、地域全体で後見人等を育てるための、成年後見センターを設立する活動に携わってきました。

また、最近では意思決定支援に配慮した成年後見活動のしくみづくりにも取り組んでいます。

関係機関・支援者との相談やケース会議を通じて、「成年後見人や支援者は本当に高齢者や障がいを持った方の意思を最大限尊重できているのか？」私の活動はそんな疑問から出発しました。ご本人が自分らしい生活と笑顔を取り戻すために、本人中心の意思決定支援チームづくりを目指しています。

## 02 子どもの権利擁護

子どもの健やかな成長のために権利の実現を図る

- ・いじめ、虐待、不登校等に関する法律相談・対応
- ・子どもシェルターの運営
- ・学校でのいじめ予防授業への弁護士講師の派遣
- ・児童相談所における法的紛争解決への協力
- ・家事事件における子どもの意思・権利の実現
- ・非行少年の付添人活動
- ・無戸籍児(者)に対する法律相談・対応



### こんな弁護士がいます

#### 中島香織 弁護士 法テラス高知法律事務所



私は虐待、育児放棄、いじめや貧困等、様々な事情で家庭や社会に居場所が見つからない子どもたちが安心して暮らす居場所づくりをしています。また、子育て支援や子どもの虐待対応をする支援者に対して弁護士としての経験を活かしてアドバイスや勉強会を行っています。子どもたちがどんどん変わり、その成長している過程に立ち会えることが私のやりがいです。

## 03 災害復興支援

被災者に寄り添い、権利を守る

- ・被災者の生活再建や住宅再建に関する支援
- ・地方自治体や各地の弁護士会と連携した市民無料法律相談

### これまでの取り組み例

#### ▶ 東日本大震災・原発事故の例

震災直後から電話や避難所へ赴いての法律相談などを実施。

2011年6月までに岩手県で約1300人、宮城県で約300人、福島県で約970人の弁護士がそれぞれ法律相談を行いました。

#### ▶ 平成28年熊本地震の例

震災直後から弁護士会で電話相談を実施。

熊本地震発生から1年後の2017年4月13日までに12,284件の法律相談に対応しました。

### こんな弁護士がいます

#### 瀧上明 弁護士 弁護士法人空と海 そらうみ法律事務所陸前高田事務所



私は、阪神淡路大震災を経験し、被災地の復興のためには法律家の力が必要になると考え、東京の事務所を飛び出して、東日本大震災で被災した岩手県に事務所を開設しました。今、私が最も時間を割いているのは、仮設住宅・災害公営住宅での巡回相談活動です。災害復興支援は現場に足を運んで直接お話しを聞くことが最も大切だと考えているからです。

## 04 消費者問題

消費者の権利を守り、被害を回復する

- ・悪質商法・製品事故など各種消費者被害の予防・救済に向けた活動
- ・国民生活センター・消費者団体等との連携
- ・多重債務者のための無料法律相談等の実施、対応
- ・消費者保護のための立法・政策提言に関する調査、提言
- ・消費者教育の実践 ・消費者被害の調査

## 05 公害対策・環境保全・まちづくり

公害被害を救済し、環境破壊を防止する

- ・野生生物の保護・管理、生物多様性の保全に関わる法制度・施策の改善
- ・大気汚染の防止、まちづくり（都市計画）、建築紛争の解決、交通政策
- ・化学物質の健康影響および食の安全の問題に関する法的観点からの調査・研究
- ・環境法制度の法整備とその実現、環境問題に関する情報や意思決定へのアクセス強化

06

## 犯罪被害者支援

犯罪被害者に寄り添い、回復を支援する

- ・電話や面談による法律相談、法廷傍聴同行、示談対応、報道対応等の活動
- ・告訴状や被害届の提出、事情聴取への同行、捜査への対応
- ・裁判手続における被害者の代理人活動（被害者参加、損害賠償命令等）
- ・法テラス、地方自治体等の関係機関との連携

こんな弁護士がいます

**高木百合香** 弁護士 コスモス法律事務所



私は、法テラスの犯罪被害者支援精通弁護士制度や、熊本の性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの協力弁護士に登録し、犯罪の被害に遭われた方からの法律相談を受け、被害を受ける前の状態に近い生活に戻れるようお手伝いをしたり、裁判に参加できるように支援したりしています。

犯罪の被害に遭われた方は想像以上に苦しんでいらっしゃいます。一番苦しい時期に寄り添い伴走するのは大変ですが、一緒に悩み、考えることで、人の役に立っているのだと実感します。

07

## 暴力や威力に対する被害からの救済

- ・暴力団等反社会的勢力による被害に関する法律相談、救済に向けた裁判等の活動
- ・暴力団等の反社会的勢力を規制する条例や契約の周知・推進
- ・暴力団等の反社会的勢力による被害状況の調査

08

## 女性等の権利保護・男女共同参画推進

女性等の権利を守り、男女が共に参画する社会を目指して

- ・セクハラ、ストーカー、性犯罪被害に関する法律相談・救済に向けた裁判等の活動
- ・DV、養育費、子どもの面会交流等の家庭内のトラブルに関する法律相談
- ・性的少数者（LGBT）の人権問題に関する法律相談・対応
- ・社外取締役や自治体の委員に女性弁護士の候補者を推薦

09

## 貧困問題

貧困に関わる人権侵害を社会から根絶する

相談件数  
**971**件  
(2017年)

- ・生活保護に関する無料法律相談、支援…全国一斉生活保護ホットラインを全52弁護士会で実施。
- ・奨学金の返済問題に関する無料法律相談…全国一斉奨学金問題ホットラインを実施。
- ・自殺予防週間（相談件数**660**件（2017年9月））、自殺対策強化月間（相談件数**734**件（2017年3月））における全国一斉暮らしとこころの相談会の実施。

10

## 労働問題

時間外労働・不当解雇  
過労死などの問題に対して

相談件数  
**446**件  
(2017年)

- ・労働者の権利の救済に向けた裁判等の活動
- ・労働問題に関する無料相談…全国一斉労働相談ホットラインを全52弁護士会で実施。
- ・労働法制に関する調査研究、提言
- ・ワークルール教育の実施

こんな弁護士がいます



**竹村和也** 弁護士 東京南部法律事務所

私は労働事件を数多く手がけるとともに、労働者の権利擁護のために立法提言をしたり、高校生や大学生に、働く上で知っておくべき基本的な法律や決まり（ワークルール）を知ってもらうため、学校に赴いて授業を行ったりしています。こうした諸活動と、日々の業務である労働事件は車の両輪です。一方で得た経験が、他方に活かされています。

11

## 法律相談

弁護士へのアクセスを容易にする

2016年度相談実績

(弁護士会・日弁連交通事故相談センター・法テラス等)

総件数 **609,413**件  
うち無料相談は **547,271**件

各地の弁護士会では、法律相談センターを設置し、多重債務、家事、労働、交通事故、消費者その他様々な法律相談を受け付けています。また、外国人の権利を守るため、外国語による法律相談にも対応します。

12

## 人権救済申立て

各地の弁護士会及び日弁連では、様々な人権侵害について、人権救済の申立を受け付け、独自の調査に基づき、人権侵害者又はその監督機関等に対して、警告、勧告、要望などの救済措置を行っています。

13

## 再審事件の支援

日弁連は、えん罪事件を支援しており、これまでに死刑再審4事件（免田、財田川、松山、島田事件）、近年では足利事件、布川事件、袴田事件、東住吉事件、大崎事件等で再審開始決定または再審無罪を勝ち得ています。

こんな弁護士がいます



**中川亜美** 弁護士 弁護士法人名古屋法律事務所

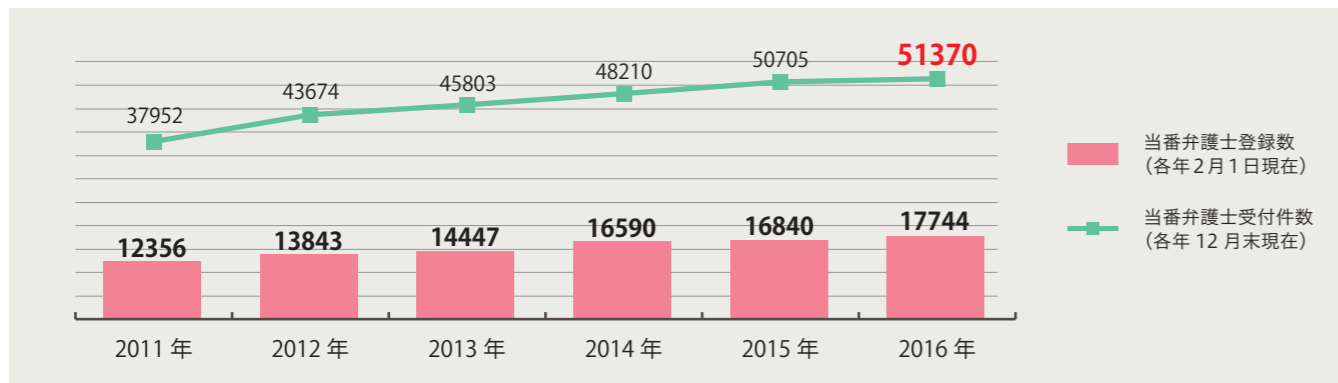
私はえん罪再審事件の弁護団の一員として活動しています。大学生の時に現在弁護団活動をしているえん罪事件を知り、無罪を主張し、かつ第1審で無罪となっているのに逆転死刑とした裁判所の判決に不自然さや違和感を覚え、どうにかしなければ今後同じようなことが起こるかもしれないと思い、弁護士を志望しました。事件を仔細に調べ直し、無罪につながり得る重大な事実や証拠を発見したときは、本当にやりがいを感じます。



# 刑事弁護

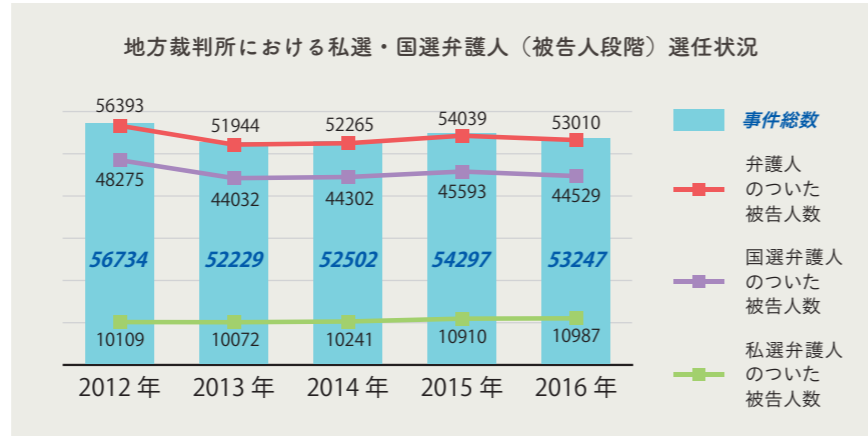
## 01 当番弁護士

- ・身体を拘束された被疑者・被告人や家族等から要請を受け、弁護士会が弁護士を警察署等に派遣。被疑者・被告人の権利についての説明や取調べについてアドバイスをし、依頼があれば私選弁護人として活動しています。
- ・費用は日弁連と弁護士会が支えており、初回接見費用は無料です。365日対応しています。



## 02 国選弁護人

- ・勾留された被疑者・被告人が貧困などの理由により弁護人を選任できない場合、国選弁護人の選任を請求することができます。
- ・弁護士の約70%が国選弁護人として登録し、国選弁護を支えています(2017年4月1日現在)。
- ・被告人国選事件は、全刑事事件総数(地裁)の約84%を占めています。



### こんな弁護士がいます



**山本衛** 弁護士 東京ディフェンダー法律事務所

私の事務所は刑事事件を専門にしています。国選事件や裁判員裁判事件にも積極的に取り組んでいます。

刑事事件を担当している時には、弁護士にしかできない仕事をしているんだと強く感じます。自分の活動が認められて結果につながった時の喜びは何ものにも代えられません。そして、依頼人と喜びを分かち合えることほど嬉しいことはありません。

日本国憲法第34条は抑留・拘禁された人の弁護人依頼権を、第37条は被告人の弁護人依頼権、国選弁護人選任請求権を保障しています。弁護士は、えん罪を防止するとともに、被疑者・被告人の権利を守り、刑事手続が適正に行われるよう弁護人としての職責を果たします。

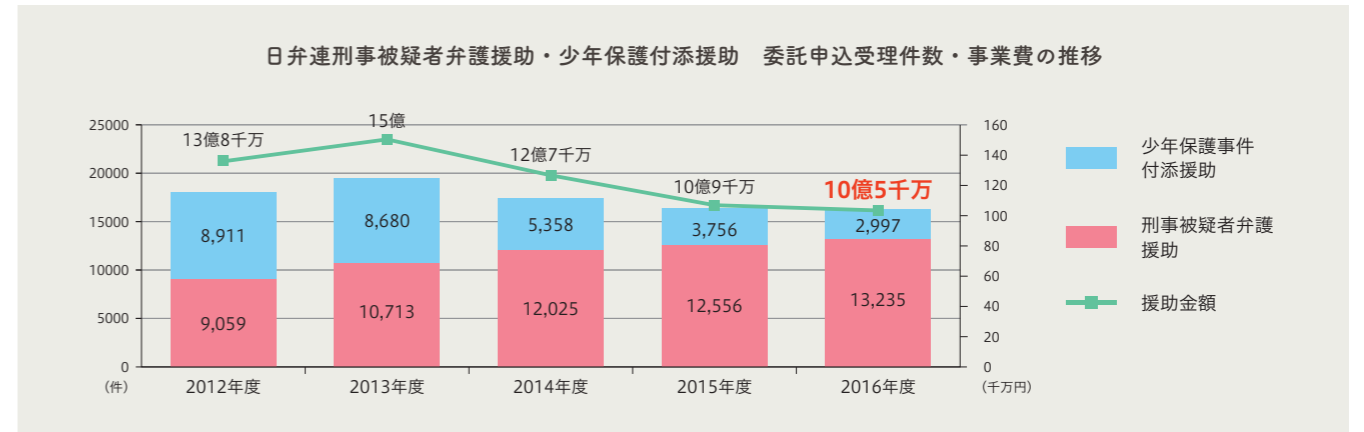
## 03 国選付添人

- ・家庭裁判所に送致された少年事件のうち、一定の重大な犯罪の場合、又は裁判所が必要と判断した場合は、国選付添人が選任されます。
- ・国選付添人として、約1万4000人の弁護士が登録しています(2017年4月1日現在)。

## 04 刑事被疑者援助・少年付添援助

被疑者国選弁護・国選付添の対象とされていない事件については、弁護士会が費用援助をして私選弁護人として活動します。

この活動のため、弁護士は毎月特別会費として3300円を弁護士会に納め、財源にしています。  
例年10億円以上の援助実績があります。



## 05 その他の弁護活動等

### ① 医療観察付添人

心神喪失等の状態で重大な他害行為(殺人、放火、強盗、強制性交等、強制わいせつ、傷害)を行った者に対して、精神障がい改善し、社会復帰を促進することを目的として、裁判所が入院・通院などの処遇を決定するとともに、国の責任において手厚い専門的な医療を統一的に行い、地域において継続的な医療を確保するための仕組みを設けることが法律で定められています。

弁護士は、対象者の権利利益を守るために、この法律に基づいて、医療観察付添人に選任され、裁判所の処遇の判断に関与します。

### ② 罪に問われた人の社会復帰支援

弁護士は、罪に問われた人、有罪判決を受けた人が、再び罪を犯すことなく、社会復帰するための支援活動にも力を入れています。





# 司法過疎偏在対策

弁護士のない地域の解消  
司法アクセスの改善に取り組む

01

## 法律相談センターの 設置・運営資金の援助

いつでも、どこでも、誰でも相談できる!!

ひまわりお悩み110番  
0570-783-110

- ★弁護士が全国約300か所に設置
- ★予約電話の統一ナビダイヤル設置、インターネット予約申し込みも可能
- ★各種分野別相談にも対応 ★弁護士の費用で運営

司法過疎地域の法律相談センターに日弁連から運営維持費として、年間**1億円以上**援助

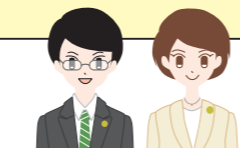
法律相談センター



02

## ひまわり基金法律事務所の 設置・運営

日弁連・弁護士会・弁護士会連合会の支援のもと、司法過疎地域に法律事務所を開設・運営しています。



276名(2017年11月1日現在)

日弁連ひまわり基金から公設事務所維持費として**約6400万円**援助(2016年度実績)

ひまわり基金  
法律事務所



ひまわり基金法律事務所の設置状況



03

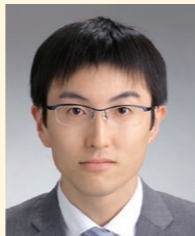
## 司法過疎地域で開業する弁護士・ 弁護士法人への資金援助・研修

日弁連から開設費用として**約3320万円**を援助(2016年度実績)

- ・日弁連は、弁護士が司法過疎地域で開業するために必要な資金を援助しています。
- ・日弁連は、ひまわり基金法律事務所及び司法過疎地域の法律事務所に赴任予定の弁護士に対する各種研修も行っています。
- ・赴任予定弁護士を養成するために、養成を受け入れる法律事務所の制度を作り、その法律事務所へ養成費用の援助も行っています。

こんな**弁護士**がいます

米元悠 弁護士



八重山ひまわり基金法律事務所

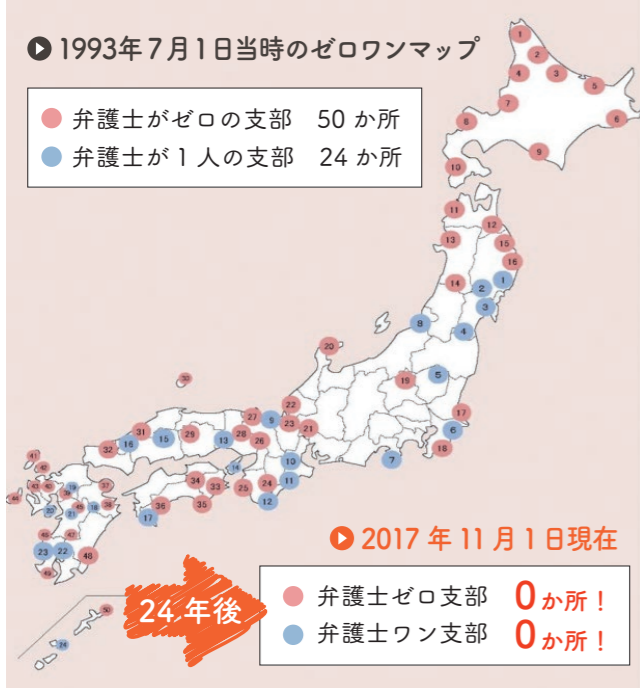
私は、司法過疎地域に赴任する弁護士の養成事務所での勤務と日弁連での研修を経て、沖縄県の石垣島で、八重山ひまわり基金法律事務所の所長として働いています。

ひまわり基金法律事務所は、司法過疎地域における司法アクセス障害の解消を目的とし、日弁連からの支援を受けて設立された公設事務所です。

司法過疎地域にも、都市部と同様に困っている人がたくさんいます。頼れる弁護士がいない地域で、自分が最後の砦となって戦う司法過疎地域の弁護士業務は、とてもやりがいのある仕事です。

1993年7月1日当時のゼロワンマップ

- 弁護士がゼロの支部 50か所
- 弁護士が1人の支部 24か所



2017年11月1日現在

24年後

- 弁護士ゼロ支部 0か所!
- 弁護士ワン支部 0か所!



# 法律扶助・援助事業

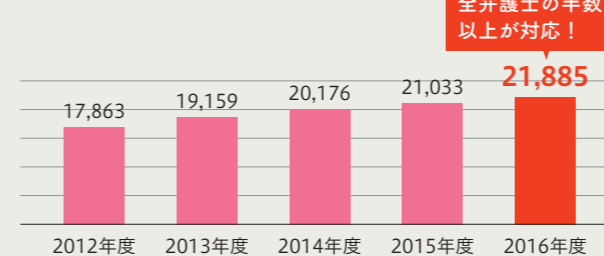
誰もが法的サービスを受けられる社会へ

01

## 民事法律扶助

経済的な余裕のない方が法的トラブルにあった際に、法テラスが、法律相談費用、裁判手続費用、弁護士費用などの立替を行う制度です。全国**2万人以上**の弁護士が無料法律相談や裁判手続に対応します。

民事法律扶助契約弁護士数の推移(人)



2016年度の民事法律扶助援助実績(件数)

法律相談援助(無料法律相談)	約30万件
代理援助(裁判手続費用・弁護士費用等の立替)	約11万件
書類作成援助(書類作成に係る費用の立替)	約4千件

02

## 日弁連・法テラス委託援助事業

総合法律支援法が規定する民事法律扶助制度や国選弁護制度等でカバーされない方を対象として、日弁連が、会員から毎月集めている会費と贖罪寄付を財源に、人権救済の観点から弁護士費用等を援助しています。

### 刑事被疑者弁護

接見・示談交渉  
弁護活動等

### 少年保護事件付添

面会・環境調整  
付添人活動等

### 犯罪被害者支援

告訴・告発、法廷傍聴付添  
和解交渉・被害届の手続等

### 難民援助

難民認定支援  
異議申立等

### 子どもの人権救済

施設や行政との交渉  
親との関係調整等

## 日弁連・法テラス委託援助事業

2016年は**4億円以上**援助

### 高齢者・障害者

生活保護申請  
審査請求の代理等

### 外国人援助

在留資格等の入管関係  
社会保障関係行政手続  
訴訟代理等

### 精神障害者援助

退院請求・処遇改善などの  
行政手続代理等

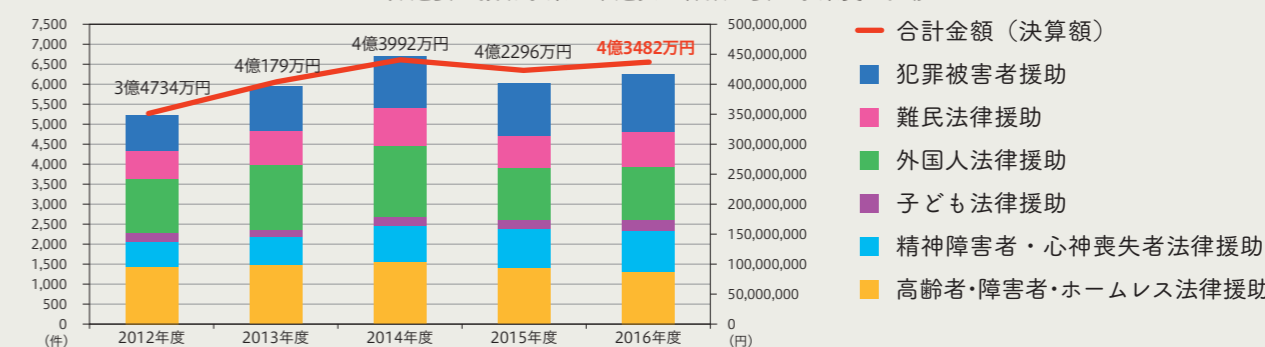
### 心神喪失者援助

退院請求・処遇改善などの  
行政手続代理等

### ホームレス

生活保護申請  
審査請求の代理等

日弁連委託援助事業の申込受理件数・委託事業費の推移



※少年保護事件付添援助、刑事被疑者弁護については含みません。P6を御参照ください。

## 国・地方公共団体・裁判所等との連携

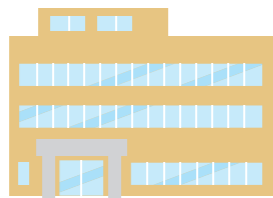
弁護士の活動の多様化に伴い、中央省庁、地方公共団体等の組織において、弁護士としての専門的知識や経験を生かして活動する弁護士が増えています。

### 01 中央省庁

内閣府・法務省・外務省・文部科学省・総務省・財務省・厚生労働省・金融庁・国税庁・消費者庁・公正取引委員会など **109人** が任期付公務員として活動しています。

#### 例えば

- ・政策の企画
- ・法案等の策定・調査
- ・職員研修など



### 02 地方公共団体

全国 **75** の地方公共団体で **89人** の弁護士が任期付公務員として活動しています。

#### 例えば

- ・日々の行政活動に伴う法的な問題に対するアドバイス
- ・職員の法務能力向上のための研修
- ・コンプライアンス強化のための施策の立案
- ・訴訟対応
- ・債権管理・回収
- ・条例規則等の制定関与など

任期付公務員の推移（人）



[注]日弁連調べによる。2007年～2017年6月における調査結果。

### 03 地方公共団体の各機関

児童相談所・国民生活センター・地域包括支援センター・教育委員会・労働委員会などで常勤・非常勤職員として活動しています。

### 04 裁判所等

判事補、検事の他職経験のための法律事務所での受け入れ、調停委員への就任、弁護士から常勤裁判官、非常勤裁判官（調停官）への任官などにより、裁判所や検察庁を支えています。

### 05 その他

ADR（裁判外紛争解決手続）仲裁委員  
国会議員政策担当秘書など

#### こんな弁護士がいます



**堀川直資** 弁護士 九段法律事務所／国民生活センター非常勤職員

私は消費者からの消費生活に関する相談を受け付け、危害情報の収集・情報提供や事業者に対する改善要請等を行う「独立行政法人国民生活センター」の非常勤職員として勤務しています。

勤務先での主な仕事は日本で唯一の消費者問題専門のADR（裁判外紛争解決手続）の事務局運営です。消費者事件は、被害回復を図ることが難しい分野ですが、問題が無事に解決し、消費者の方が笑顔になってくれた時に弁護士をやっていてよかったと感じます。

## 企業・団体に対する法的支援

企業・学校・NGOその他団体は、法律や規則を遵守し、顧客や社会からの信頼に応じて誠実に業務を行い、その利害関係者に法令違反による被害を生じさせないようにする責任があります（**コンプライアンス**）。また、企業は利益を追求するだけでなく、その企業に望まれる幅広い社会的な責任にも応えていかなければなりません（**CSR活動**）。弁護士はこれら企業・団体等のコンプライアンスの確立・強化の取り組みや企業のCSRの取り組みを支えています。

### 01 組織内弁護士・顧問弁護士

顧問弁護士の立場で、あるいは組織内弁護士として以下のような活動に取り組んでいます。特に近年、企業における組織内弁護士の数は増加しており、2017年6月30日現在で、**1931人**の弁護士が企業の組織内弁護士として活躍しています。

#### ① 組織内の法的整備

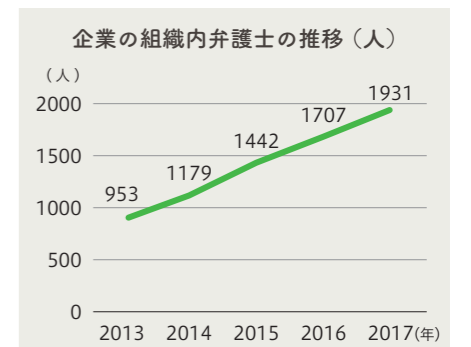
- ・就業規則などの内部規則の策定・改正
- ・企業が守るべき法令の検討と周知
- ・コンプライアンス体制の強化

#### ② 研修・セミナー等の実施

- ・弁護士が講師になり、研修、セミナー等を実施して従業員教育、意識啓発を行う

#### ③ リーガルチェック・アドバイス

- ・労務管理の法的アドバイス
- ・対外取引における契約書審査、リスク管理、法的問題点の検討とアドバイス
- ・トラブル発生時の解決方法についてアドバイス



[注]日弁連データをもとにJILA調べによるもの。

### 02 社外取締役、監査役、第三者委員会の委員等への就任

法律専門家としての知識や経験を活かして組織の役員や、第三者委員会の委員に就任しています。

### 03 各種ガイドライン等の提供・提案

日弁連、弁護士会は各種ガイドラインを作成し、企業などへ提供・提案しています。

#### ① 社外取締役ガイドライン

社外取締役への就任から退任まで、社外取締役が果たす役割を定め、公表しています。

#### ② 企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン

企業等において不祥事が発生した際に、原因究明や再発防止に向けて設置される第三者委員会に関し、ガイドラインを策定しています。

### 04 中小企業・小規模事業者支援

日弁連・弁護士は、中小企業の経営者が弁護士に気軽にアクセスできる取り組みをしています。

#### ① ひまわりほっとダイヤル「0570-001-240」

日弁連及び全国52の弁護士会が提供する、電話で弁護士との面談予約ができるサービスです。全国共通電話番号「0570-001-240」に電話をすると、地域の弁護士会の専用窓口につながり、弁護士との面談予約ができます。

#### ② 創業支援、事業再生、事業承継等、労務管理、社内規則、契約書作成などのアドバイス

#### ③ 海外展開支援弁護士紹介制度（P13）



# 国際協力・海外展開支援

海外における  
法の支配の実現に貢献

## 01 国際司法支援の取組

### ◆ 弁護士の JICA（国際協力機構） 専門家等としての赴任

アジア諸国等に JICA（国際協力機構）の専門家等として  
弁護士が赴き、法制度整備支援等を行っています。

#### 〈赴任実績〉

##### 法制度整備・改革支援

- ・民商事法起草・改正支援（ベトナム）
- ・民法・民事訴訟法起草支援（カンボジア）
- ・民事・経済関連法の起草支援（ラオス）
- ・知的財産法の起草支援（ミャンマー）
- ・各種法整備アドバイザー（中国・ネパール）

##### 司法手続整備支援

- ・調停制度の強化（モンゴル）
- ・裁判所能力の強化（ネパール）
- ・民事訴訟法、  
仲裁法改善支援（中国）

##### 人材養成

- ・実務能力強化  
（カンボジア）
- ・弁護士能力強化  
（ベトナム）

### ◆ その他の形式の法整備支援等

JICA プロジェクトの研修員受入、民間基金や相手国側の  
費用負担も活用する形で、途上国における司法アクセス  
の改善、法曹養成制度の運営・改善などの支援を行って  
います。

#### 〈支援実績〉

- ・弁護士養成校の設立・運営（カンボジア）
- ・弁護士の継続教育（カンボジア・ベトナム・ラオス）
- ・統一的な弁護士会の設立（ベトナム）
- ・裁判所能力強化（ネパール・ミャンマーなど）
- ・途上国に設立された司法研修所における弁護修習の  
改善支援（ラオス）など
- ・相手国司法機関からの研修要望受入れ  
（モンゴルの弁護士継続教育など）
- ・日本とフィリピン間の家族法問題調査

#### こんな弁護士がいます



中村恵 弁護士 目黒総合法律事務所

私は諸外国の法曹人材の育成や弁護士アクセスの向上などを目標として、発展途上国  
の弁護士に対して日本の法制度や法曹養成システムを紹介し、研修する活動をしています。  
国際的な司法支援活動は、典型的な弁護士業務とは全く異なりますが、興味深い仕事  
です。社会秩序が不安定な途上国では法の果たす役割がとりわけ大きく、活動の重要な  
意義を感じています。

## 02 国際交流の促進

### ◆ 国際的プレゼンスの向上・ネットワーク構築

#### 国際団体への加盟

- ・国際法曹協会（IBA）
- ・国際司法支援協会（ILAC）
- ・アジア太平洋法律家協会（LAWASIA）
- ・国際刑事弁護士会（ICB） など

#### 海外からの表敬訪問や意見交換等の受入れ

- ・外国の弁護士会、政府機関、政府要人、  
裁判所等からの訪問要請に対応
- ・2017 年は外国の王族を含めて 40 件の  
訪問を日弁連が受入れ

#### 海外の弁護士会との友好協定

- 14 の外国弁護士会・国際法曹団体と友好協定を締結
- ・共同セミナー等の開催（2016 年はロシア連邦弁護  
士会連合会、シンガポール弁護士会と共同開催）

### ◆ 国際会議の日本招致と 開催協力

- ・アジア太平洋法律家協会（LAWASIA）  
2017 年東京大会
- ・若手法曹国際協会（AIJA）  
2017 年東京大会
- ・国際司法支援協会（ILAC）  
2017 年東京大会
- ・国際法曹協会（IBA）  
2014 年東京大会 など

## 03 国連を舞台とする活動

### ◆ 国連会議への派遣

日弁連は国連会議に各テーマに精通した弁護士を派遣  
し、情報収集や意見表明などを行っています。

- ・国連人権理事会
- ・国連越境組織犯罪防止に関する会合
- ・国連犯罪防止刑事司法会議（コングレス）
- ・国連女性の地位委員会
- ・国連人権条約機関の委員への就任

#### こんな弁護士がいます



高山由起 弁護士  
アシュリオンジャパン・  
ホールディングス合同会社

私は、過去に通訳として働いていた経験と、弁護士として培った法律の知識を活かし、  
毎年開催される権利擁護の国際シンポジウムで、障がいを持つ方が自らの権利を実現する  
ためにあるべき法制度等についての講演の翻訳・通訳をしています。  
普段は外資系企業のインハウス弁護士として働いていますが、普段の業務と少し違ったこ  
うした活動は、自分の視野を広げることができるとともに、社会のためになり、人に喜んで  
もらえる素晴らしい経験をすることができるので、時間を作って積極的に取り組んでいます。

## 04 政府委託事業

### ◆ 外務省・在外公館における支援

弁護士が在外公館と連携し、現地の日本企業に対する無料法律  
相談、個別のトラブルに関する情報収集、分析等を行っています。

【平成 29 年度実施公館】在ミャンマー大使館など 15 公館

### ◆ 法務省・アジア各国のニーズ調査

主に東南アジアに派遣された弁護士が、現地のビジネス  
リスクや在留邦人の生活上の法的リスク等を調査し、その  
結果を法務省 HP で公表しています。

【調査実績（平成 26 年度～ 29 年度）】

タイ・シンガポール・インドネシア・フィリピン・ミャンマー・インド

## 05 グローバル化に対応する弁護士の養成

### ◆ 対応弁護士の養成

- ・弁護士向け e ラーニング・ライブ実務研修  
（語学・中小企業海外展開サポートなど）
- ・国際司法支援連続講座
- ・国際公法連続講座
- ・全国各地でのセミナーの開催
- ・法務省、外務省共催のキャリアセミナーの開催
- ・若手弁護士の国際会議派遣

### ◆ 国際公務キャリアサポート

国際公務分野（国際機関等）への就職を希望する  
弁護士の支援

- ・サポート組織の設置（国際公務キャリアサポート部会）
- ・国際公務相談窓口
- ・国際機関キャリア情報セミナーの開催
- ・国際機関駐日事務所でのインターンシップ

### ◆ 海外ロースクール 推薦留学制度

- ・国際人権や国際司法支援などの活動に取り組む弁護士を海外ロースクールに推薦・  
派遣し、日本で取り組んだ公益活動を深化することを支援する制度を設けています。

【実績】 ニューヨーク大学、カリフォルニア大学バークレー校、イリノイ大学、エセックス大学等





## 06 日本企業の海外展開支援

### ◆ 中小企業海外展開支援弁護士紹介制度

日弁連は中小企業が海外に展開するにあたり法的支援の機会を得られるよう国際的な企業法務・取引法務について豊富な経験を有する弁護士を紹介しています。相談は初回30分無料です。

例えばこんな時に・・・

- ・海外事業展開における契約書を作成したい。
- ・海外企業とのトラブルに関する問題点を整理したい。
- ・海外事業展開に伴う法的リスクの予防法を知りたい。

日本貿易振興機構（JETRO）  
などの関連団体と連携した  
セミナー等も実施しています

## 07 国際民商事紛争解決

### ◆ 日本企業や邦人が直面する国際紛争の解決機能の強化

#### 日本における国際仲裁の機能強化

- ・国際仲裁のための人的、物的インフラ整備を目的とした調査研究
- ・全国で国際仲裁セミナーを開催
- ・仲裁法の改正への対応に関する検討

#### 日本企業の海外進出に伴う民商事紛争解決を支援

## 法曹養成 | 三権の一翼「司法」の担い手を育てる

### 01 法科大学院実務家教員

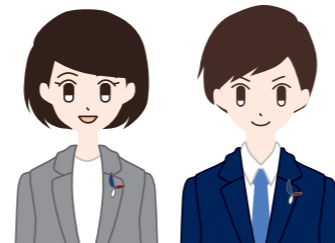
5年以上の経験をもつ多くの弁護士が法科大学院の教員として後継者を育てています。また、多くの若手弁護士がチューターや学習指導のために、法曹養成に関わっています。

58校で1100名以上の  
弁護士が教員をしています  
※ 2017年5月現在



### 02 司法修習弁護教官・指導担当弁護士

司法試験に合格した後、司法研修所で司法修習生として実務的な教育を受けます。弁護士は、司法研修所の教官として司法修習生を指導しています。



多くの法律事務所が弁護実務修習のため、司法修習生を受け入れて指導しています。



## 法教育・主権者教育 | 法の支配を広める

### 01 出前授業（学校派遣）

弁護士が学校に赴き、要望に応じて様々な内容の法教育の授業を行っています。

### 02 学校教員セミナーの開催

学校教員を対象としたセミナーを開催し、弁護士とともにあるべき法教育の授業を考える研修会を行っています。

### 03 模擬裁判選手権の開催

高校生を対象に、検察官役、弁護人役を通じて事実を把握する力や多面的な視点で考える力などを身につけてもらうため、模擬裁判を行う大会を開催しています。

### 04 法教育教材の作成

小学生、中学生、高校生向けの法教育学習教材や、法教育をテーマとした絵本を作成して、各学校での学習に役立てていただいています。

2017年度は  
全国から26校が  
参加しました

## 法教育・主権者教育 法の支配を広める

#### こんな弁護士がいます

#### 永野亮 弁護士 山下・渡辺法律事務所



私は小学校・中学校・高等学校に赴いて児童・生徒達と一緒に模擬裁判を行ったり、子ども達を連れて裁判傍聴に行って、裁判手続の解説や、法曹三者の役割・弁護士の職業について紹介したりする活動をしています。法曹に夢をもっている子どもたちや、法曹のことを知らない子ども達とふれあい、法曹のやりがいを伝えることで、弁護士を目指していたころの自分自身と向き合うことができます。我々の行っている法教育活動によって、少しでも法曹を夢見て志す人が増えてくれれば良いと思っています。

## 弁護士会の委員会活動

市民の暮らしを守り人権を擁護するため、日本弁護士連合会や各都道府県等の弁護士会は下記のような委員会を設置して、積極的に様々な活動に取り組んでいます。

立法、行政に関しても、弁護士や制度の利用者の視点から、積極的に調査・提言を行っています。

人権擁護委員会、子どもの権利委員会、公害対策・環境保全委員会、災害復興支援委員会、日弁連高齢者・障害者権利支援センター、犯罪被害者支援委員会、民事介入暴力対策委員会、税制委員会、日弁連公設事務所・法律相談センター、貧困問題対策本部、消費者問題対策委員会、刑事弁護センター など

# 国の支援が 届かない分野にも 自費(弁護士会費)で 取り組んでいます

日弁連の2001年からの実績

計 **250** 億円



## ▶ 司法過疎地域への 法律サービスの提供

- ・司法過疎地域への法律事務所の設置・弁護士の派遣
- ・法律相談センターの運営
- ・司法過疎地域へ赴任する弁護士の養成・研修等

約 **41** 億円

## ▶ 誰もが刑事弁護を受けられる ようにするための取組

- ・当番弁護士制度の運営のための費用
- ・資力の乏しい被疑者の弁護士費用を援助
- ・家裁送致された少年への弁護士費用の援助等

約 **158** 億円

## ▶ 法テラスによる民事法律扶助制度等で カバーされない事業への取組

- ・犯罪被害者法律援助
- ・子ども法律援助
- ・難民法律援助
- ・精神障がい者、心身喪失者法律援助
- ・高齢者等法律援助
- ・外国人法律援助等

約 **52** 億円

この他にも各地の弁護士会が人権救済や当番弁護士制度、法律相談センターの運営などのため、弁護士会費で事業の運営を行っています！

※金額は全て2001年から2016年の実績

弁護士はこんな活動もしています  
法の支配を社会の隅々に

2018年3月14日 発行

編著者 日本弁護士連合会  
発行者 日本弁護士連合会  
東京都千代田区霞が関1-1-3  
<https://www.nichibenren.or.jp/>